

## ＜第 9 期（令和 6～8 年度）における変更点＞

### ◆介護保険料基準額

(円)

	第 7 期	第 8 期	第 9 期
月 額	6,524	6,524	6,524
年 額	78,291	78,291	78,291

※年額の差は端数処理によるもの。

### ◆所得段階数

	第 7 期	第 8 期	第 9 期
所得段階数	1 1	1 1	1 3

※国の標準段階数が 9 段階から 13 段階に多段階化された。

### ◆所得区分及び保険料率

(万円)

段 階	第 8 期		第 9 期 (国の標準)		第 9 期 (伊賀市案)	
	所得区分	保険料率	所得区分	保険料率	所得区分	保険料率
1	生保・～80	0.30	生保・～80	0.455	生保・～80	0.285
2	非課税・～120	0.50	非課税・～120	0.685	非課税・～120	0.485
3	非課税世帯	0.70	非課税世帯	0.690	非課税世帯	0.685
4	課税・～80	0.90	課税・～80	0.90	課税・～80	0.90
5	本人非課税	1	本人非課税	1	本人非課税	1
6	～125	1.15	～120	1.20	～125	1.15
7	125～210	1.25	120～210	1.30	125～210	1.25
8	210～320	1.50	210～320	1.50	210～320	1.50
9	320～500	1.70	320～420	1.70	<b>320～400</b>	1.70
1 0	500～800	1.85	420～520	1.90	<b>400～500</b>	1.85
1 1	800～	2.00	520～620	2.10	<b>500～600</b>	2.00
1 2	—	—	620～720	2.30	<b>600～800</b>	2.20
1 3	—	—	720～	2.40	800～	2.40

※第 8 期及び第 9 期（伊賀市案）における 1～3 段階の保険料率は低所得者軽減後の率です。